

鳥取県教育旅行誘致協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、鳥取県教育旅行誘致協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を公益社団法人鳥取県観光連盟（以下「観光連盟」という。）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、本県への教育旅行の積極的な誘致を図るため、会員が教育旅行を受け入れる際に必要な知識や技術等の習得を図るほか、会員相互の連携を図ることにより受入態勢の充実、効果的な誘致活動等を展開し、本県への教育旅行の受入を増やすことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育旅行の誘致を図るために必要なプロモーション活動、教育旅行情報説明会、キャラバン等の誘致活動及び情報発信
- (2) 会員が教育旅行を受け入れる際に必要な知識や技術等の習得に必要な研修会、視察等の実施
- (3) 教育旅行を受け入れる際に、児童生徒等の安全を確保するために必要なガイドラインの策定
- (4) 旅行会社、学校関係者の現地研修、関係者との意見交換会の実施
- (5) その他上記の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 会員は、第3条に規定する協議会の目的に賛同し、活動する意思のある者で役員会において承認を得た者とする。

(入会手続き)

第6条 会員になろうとする者は、鳥取県教育旅行誘致協議会入会申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(脱会)

第8条 会員が脱会しようとするときは、鳥取県教育旅行誘致協議会脱会届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会の長 若干名 (部会の数)
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第10条 役員のうち会長、副会長及び監事は、総会において会員のなかから選任する。

- 2 役員のうち部会の長は、部会において選任された部会長がその任にあたる。

(役員の職務)

第11条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 4 部会の長は、部会を代表して役員としての職務を行う。
- 5 監事は、法令で定めるところにより、その職務を行う。

(顧問)

第12条 協議会の運営等に係る助言等を得るため、総会の決定により顧問を委嘱することが出来る。

- 2 顧問は会長の要請を受けて、教育旅行の誘致について必要な助言等を行う。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、就任後2年目の通常総会の日までとする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(種別)

第14条 会議は総会、役員会及び部会とする。

- 2 総会及び役員会は会長が招集し、会長が議長をつとめる。
- 3 部会は部会長が招集し、運営する。

(総会)

第15条 総会は通常総会として、年1回、原則として5月に開催する。

- 2 臨時総会は必要に応じて開催する。

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、部会の長をもって構成する。

(部会)

第17条 第3条に規定する協議会の目的を達成するため、必要に応じてテーマを定めた部会を設置する。

2 部会の設置及び構成にかかる基本的事項は、会員の意見、要望を聴取し、総会においてこれを決定する。

3 部会の設置、運営に関する事項は、これを別途定める。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 協議会の事務局は、観光連盟に置く。

2 事務局長は、観光連盟事務局長がその任にあたる。

第6章 会計

(会計)

第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

附 則

1 この会則は、平成27年6月26日から施行する。

2 第7条及び第19条第2項の規定にかかわらず、当分の間会員からの会費の徴収は行わず、県からの委託料、その他の収入をもって運営に充てるものとする。